

レバノン向けの食品等の輸入規制措置の改訂について

平成 23 年 7 月 25 日
農林水産省国際部

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、レバノンでは 3 月 28 日から日本から輸出される食品等について輸入一時停止措置を講じていました。

7 月 13 日、レバノン農業省は同措置を改訂する決定を発出しました。同決定によると、日本から輸出される食品等について、レバノンの定める放射性物質基準に適合することを放射性物質検査機関の検査報告書（英文）で確認できれば輸入が認められることとされています（政府機関等による証明は不要）。改訂後の規制措置の詳細については下記をご覧ください。

なお、レバノン側では輸入時にも放射性物質に関する予備検査が実施され、放射性物質の存在が確認された場合には、レバノン国内の検査機関での検査結果を踏まえて輸入の可否が決定されることとされています。

記

1. 改訂後の措置の内容

	対 象	措 置
1	原子力災害対策特別措置法に基づく 出荷制限品目・区域（注 1）	輸入一時停止
2	1 以外の動物産品及びその製品、植 物産品及びその製品、動物性油脂・ 植物性油脂、殺虫剤、肥料、飼料	レバノンの定める放射性物質基準 （注 2）に適合することを確認で きる検査報告書（英文）を要求。 レバノンにて予備検査を実施。

（注 1）厚生労働省 HP「原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限および摂取制限の指示（一覧）」

(http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html) 参照

（注 2）平成 23 年 7 月 13 日付けレバノン農業省決定(637/1)で規定されている放射性核種に係る指標値

- ・放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計

対 象	放射性物質の最大許容値 (Bq/L, Bq/kg)
牛乳・乳製品及び乳幼児用食品以外の食品	150
乳幼児用以外の牛乳・乳製品	50
牛乳・乳製品を含む乳幼児用食品	15
スパイス	300
動物用飼料	300

- ・放射性ヨウ素 131…設定なし

2. 放射性物質に関する検査機関による検査報告書

(1) 検査報告書への記載事項

- ① 放射性物質の測定数値(レバノンの定める放射性物質基準に適合することを明示)
- ② 生産地(日本の出荷制限指示が出されている区域ではないことを明示)

(2) 検査機関一覧

「レバノン向け食品等輸出に係る放射性物質検査機関一覧」(別添)